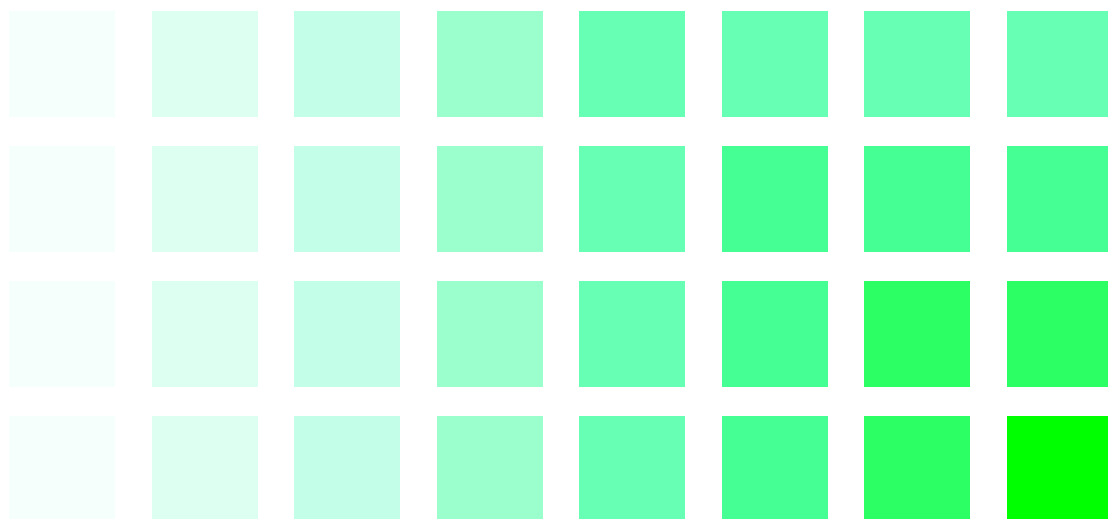


# サプライヤー サステナビリティ ガイドライン

2023/08



# 目次

1. はじめに	3
2. TSフィロソフィー	4
3. ガイドライン発行の目的	5
4. 対象分野・項目	
:お取引先の皆さまに遵守していただきたい事	7
① 安全・品質	7
② 人権・労働	8
③ 環境	10
④ 責任ある鉱物調達	12
⑤ コンプライアンス	13
⑥ 情報開示	15
5. お取引先の皆さまへ	16
6. 発行者及び問い合わせ先	17

# 1. はじめに

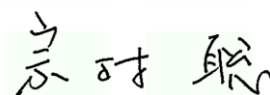
テイ・エス テックグループが属する自動車産業は、広範な関連産業を持ち、そのバリューチェーンの与える影響は計り知れません。

だからこそ、安全で快適な魅力ある製品を安定・継続的に送り出すという自動車内装品メーカーとしての責務を果たすことはもちろん、公正な事業慣行を通じ、社会から信頼される企業であり続けることも重要な責務だと考えます。

テイ・エス テックでは、これまで「TSフィロソフィー」に基づき、環境や安全の領域を始め様々な領域で社会的責任を果たす取り組みに努めてきました。また、様々なステークホルダーの支えと努力のもと、お取引先の皆さまと購買理念・原則に基づき購買活動を行い、社会からの信頼を得てきました。

本ガイドラインを通じてお取引先とテイ・エス テックが『サステナビリティ』に関し共通認識をもち、積極的なサステナビリティ活動を行い、共に社会から存在を期待され成長し続けたいと考えておりますので、お取引先の皆さまにおいても、本ガイドラインに基づく取り組みを推進していただきますとともに、皆さまのお取引先へも取り組みを要請していただきますようお願い致します。

取締役 専務執行役員  
営業・購買本部長



## 2. TSフィロソフィー

TSフィロソフィーは、創業者の経営哲学と当社の経営姿勢、ビジョンを明文化するために位置付けています。

これは、グループすべての企業活動の基礎であり、グループを構成する人のみならず、わたしたちがビジネスを行う対象や、共に仕事を進める人々や企業との関係に適用すべき精神と考えています。

ティ・エス テックは、この価値観をベースに社会から信頼を得て、企業の社会的責任を果たしていきたいと考えます。



### 【 理 念 】

「人材重視」「喜ばれる企業」

### 【 社 是 】

わたしたちは 常に モノづくりに夢を求めて  
無限の可能性に  
挑戦し  
快適で良質な商品を  
競争力のある価格で 世界のお客様に  
提供する

### 【 運 営 方 針 】

- 人の和とコミュニケーションを尊重して、明るい職場を創ろう。
- 時間とプライオリティを大切にして、調和のとれた仕事をしよう。
- 情熱と知恵をもって、新しい価値の創造にチャレンジしよう。
- 自己のビジョン実現に向けて、たゆまぬ努力をしよう。

### 3. ガイドライン発行の目的

テイ・エス テックは「TSフィロソフィー」をベースに、調達に関する理念として「TS調達4原則(公正取引, 取引実務, 環境対応, 遵法・機密保持)を策定しています。

本ガイドラインは、事業における利益の追求のみならず、社会と共生し、存在を期待され『喜ばれる企業』を目指し、「TS調達4原則」に基づき、サステナビリティに対するテイ・エス テックの考え方を示し、お取引先の皆さまと共に推進していく基本事項を明示しています。

調達先の選定にあたっては、Q(品質)、C(コスト)、D(デリバリー)、D(開発)、環境、人権、労働、安全、コンプライアンス、リスクや情報保護などへの取組みを確認し、最適なお取引先を決定します。

お取引先の皆さまには、これらの基準を遵守していただきますとともに、皆さまのお取引先全体に落とし込んでいただけます様お願い致します。

## 【各項目に対するティ・エス テックの基本的な考え方】

### ① 安全・品質

安全、快適で環境に配慮した魅力ある製品をお客さまにお届けするため、品質の高い製品づくりに努める。

### ② 人権・労働

事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するために、「ティ・エス テック人権方針」を指針として人権尊重の取り組みを推進する。

また、労働安全衛生について、労働災害の未然防止、労働者の健康管理、快適な職場環境を整えることに努める。

### ③ 環境

企業理念の『喜ばれる企業』の実現のため、企業活動のあらゆる面で、低炭素化の提案や資源循環による地球環境保護に配慮した環境負荷低減などにも対応し、幅広く活用をしていく。

また、生物多様性保全に努める。

### ④ 責任ある鉱物調達

紛争地域での武装勢力の資金源、また人権侵害および環境汚染につながる可能性がある鉱物不使用に向け取り組む。

### ⑤ コンプライアンス

遵法精神が高い企業であるために社会の一員として法令および規則を遵守するとともに誠実で倫理的な行動の実践に努める。

### ⑥ 情報開示

社会から信頼と共感をより高めるため、迅速かつ適切な情報開示を図り、透明性を高めることに努める。

## 4. 対象分野・項目：お取引先の皆さまに遵守していただきたい事

### ① 安全・品質

#### 1) 消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品※を開発・提供する。

※ 社会的に有用な製品=例えば、年齢・性別・障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。  
あるいは省エネ、省資源、環境保全など地球にやさしい製品。

#### 2) 製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

#### 3) 製品・サービスの安全・品質ガバナンスの徹底

各国・地域ごとに定められた安全・品質法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

#### 4) 製品・サービスの安全・品質確保

安全・品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

## 4. 対象分野・項目：お取引先の皆さまに遵守していただきたい事

### ② 人権・労働

#### 1) 差別の撤廃、多様性の尊重・受容

全ての人が生まれながらにして自由であり平等であるという原則に基づき、あらゆる雇用の場面※1において、ダイバーシティ&インクルージョン※2を尊重し、人種、民族、出身地、国籍、宗教、性別、性自認および性的指向、年齢、障がいの有無などを理由とした差別を禁止する。

※1 採用、雇用、昇進、賃金、解雇、業務付与、懲罰など

※2 多様性を受け入れ企業の活力とする考え方（補足：性別、年齢、国籍などが違う人々に、それぞれの個性や能力に応じて活躍できる場を与えよう、という考え方）

#### 2) 人権尊重、ハラスメントの撤廃

人種、民族、出身地、国籍、宗教、性別、性自認および性的指向、年齢、障がいの有無などを理由とした職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

#### 3) 児童労働の禁止

児童労働を認めず、法令(国内法に限らず条約等の国際法を含む)に定められた最低就業年齢を守る。

#### 4) 強制労働の禁止

強制労働を認めない。また、債務労働や人身取引を含む、いかなる形態の現代奴隷を認めない。

#### 5) 賃金に関する法令遵守

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

#### 6) 労働時間に関する法令遵守

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与、その他について各国・地域の法令を遵守する。

#### 7) 結社の自由ならびに団体交渉権の尊重

事業を行う各国・地域の法令や慣行に従い、結社の自由や団体交渉など、従業員の権利を尊重する。

**8) 労働安全衛生の遵守**

適用される法令に従い、一人ひとりが健康かつ安全に、そして安心して働き続けられる職場環境を提供する。

**9) 地域住民・先住民の権利尊重**

事業活動を行う地域における住民および先住民族が土地・森林・水・その他資源を所有・利用・管理する権利を尊重する。

## 4. 対象分野・項目：お取引先の皆さまに遵守していただきたい事

### ③ 環境

#### 1) 環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。

全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

##### ①法人・事業所単位での体制構築

ISO14001または他の第三者認証機関による認証制度に準拠した環境マネジメント体制の構築や、認証取得。

#### 2) 温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。

カーボンニュートラル実現に向け、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行うとともに生産効率向上、省エネルギー取組みの推進、低炭素エネルギーへの転換や再生可能エネルギーの活用等を行い、削減を推進する。

##### ①温室効果ガス(GHG)排出量の把握と削減

ライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の把握およびエネルギーの有効活用等、温室効果ガス(GHG)排出量削減活動を推進する。

##### ②フロン排出量の削減

拠点や製品において、フロン類を使用している場合は、ノンフロンおよび低GWP※化への対応を行う。

※ 地球温暖化係数(Global Warming Potential の略)

#### 3) 大気・水・土壌等の環境保全

大気・水・土壌等の環境保全に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。

継続的な監視と汚染物質の削減を行い、水使用量の削減をはじめ環境保全に努める。

#### 4) 資源の効率利用

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守する。  
資源の有効活用により廃棄物の最終処分量の削減やサステナブルマテリアル  
(リユース・リサイクル・バイオマス)の活用を推進する。

#### 5) 化学物質管理

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう  
努める。

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。

製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国、地域  
において含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で  
指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告  
を行う。

#### 6) 生物多様性の保全

事業活動と原材料調達を含む部品製造において、生物多様性保全に努める。

## 4. 対象分野・項目：お取引先の皆さまに遵守していただきたい事

### ④ 責任ある鉱物調達

#### 1) 紛争鉱物への対応

紛争鉱物※の不使用およびコンフリクトフリー(紛争と無縁)の精錬・精製業者の採用に努める。

また、紛争鉱物の使用状況についてサプライチェーンの調査を行い、懸念のある鉱物の使用が判明した場合は、使用回避に向けた取り組みに努める。

※紛争地域で、武装勢力の資金源となる、また人権問題や環境汚染につながる可能性があるとする鉱物

## 4. 対象分野・項目：お取引先の皆さまに遵守していただきたい事

### ⑤ コンプライアンス

#### 1) 法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。

コンプライアンス徹底の為に、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

#### 2) 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

#### 3) 腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

#### 4) 利益相反の禁止

自社の利益に反して自己、お取引先または第三者の利益を図る行為を行わない。

#### 5) 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

#### 6) 通報者保護

従業員や仕事関係者が苦情処理をしたことによって、解雇、脅迫、嫌がらせ等不利益な行動の対象にならないように保護する。

#### 7) 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

#### 8) 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

#### 9) 反社会的勢力の排除

経営者から従業員にいたる各人が、反社会的勢力を排除し、断固として関係を遮断する。この明確な方針をステークホルダーやお取引先と共有していく。

## 4. 対象分野・項目：お取引先の皆さまに遵守していただきたい事

### ⑥ 情報開示

#### 1) ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

## 5. お取引先の皆さまへ

本ガイドラインを通じて、お取引先の皆さまとテイ・エス テックが共通認識をもち、積極的にサステナビリティに取り組むことで、共に社会と共生し、存在を期待され『喜ばれる企業』となるべく、成長し続けていきたいと考えております。

### ① ガイドラインの遵守

お取引先の皆さまと締結しております『取引基本契約書』と併せ、本ガイドラインの遵守をお願い致します。

### ② 社内体制の強化

あらゆる法令・規範を遵守するため、社内体制を構築・整備し、運用していただくことをお願い致します。

社内のガバナンスや内部監査を強化し、法令・規範の違反が発生しない風土の構築をお願い致します。

### ③ サプライチェーンへの周知徹底

サステナビリティガイドライン、とりわけ、コンプライアンスの遵守については、お取引先の皆さまの調達先、委託先のみならず、サプライチェーン全体にも周知徹底を推進していただくことをお願い致します。

### ④ 遵守状況の確認

お取引先の皆さまに本ガイドラインを遵守していただいていることを確認させていただき、必要に応じて関連する帳票類・データのご提出及び現地(工場)調査をお願いさせていただく場合がありますのでご協力をお願い致します。

### ⑤ ガイドライン違反発生時の措置

万が一お取引先の皆さまの事業活動においてガイドライン違反が発生した場合、テイ・エス テックへの即時報告、原因調査とその結果の報告、さらに再発防止対策の提出をお願い致します。



# サプライヤーサステナビリティガイドライン遵守確認書

本ガイドラインを受け取られたすべてのお取引先の皆さまに、「遵守度調査」へのご回答および代表者による「サプライヤーサステナビリティガイドライン遵守確認書」へのご署名とご提出をお願いしております。

本確認書のご署名により、弊社へ供給されるすべての部品および材料に関し、遵守度調査への回答内容と相違が無い事の確認とさせていただきます。

尚、「遵守度調査」の結果および「遵守確認書」のご提出は、今後のお取引先選定の参考とさせていただきます。

※ご署名者：代表権のある方、もしくはサステナビリティ活動を統括される責任者（担当役員等）

貴社名：

取引先コード：

ご署名日：

ご署名者役職：

ご署名（直筆もしくは記名+代表者印）：



**T-Tech**

TS TECH Co.,Ltd.

[www.tstech.co.jp](http://www.tstech.co.jp)

